

平成26年7月2日

平成26年定時総代会議事録

住友生命保険相互会社

平成26年定時総代会議事録

1. 日時 平成26年7月2日(水) 午前10時30分から午後0時25分

2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪

3. 出席取締役および監査役

a. 取締役 14名中、出席取締役14名

出席者 佐藤義雄、橋本雅博、横山進一、浦田治男、須崎晃一、山口博、
下村弘之、野呂幸雄、本城正哉、篠原秀典、乾真人、藤洋作、
蒲野宏之、藤沼亜起

b. 監査役 5名中、出席監査役 5名

出席者 青戸雅之、八木信之、本林徹、大日向雅美、杉山武彦

4. 議事の経過の要領及びその結果

定刻、社長橋本雅博は、定款第18条の規定により議長となり開会を宣した。

続いて、議長は、本日出席した総代数を次のとおり報告し、本総代会のすべての議案の決議に必要な法令および定款上の定足数を充足している旨を述べた後、社員の代表である総代の数を適正とする考え方、総代の選出方法および総代の構成と社員全体の構成との対比について報告した。

総代総数	177名
本日出席した総代数	175名
(議決権行使書による出席 20名を含む)	

a. 監査報告

議長から監査役に監査報告を求めたところ、監査役青戸雅之は、平成25年度における取締役の職務執行についての監査結果は監査報告書に記載のとおりである旨を報告した。

また、本総代会に提出された議案および書類について、いずれも法令、定款に適合しており、特に指摘すべき事項はない旨を報告した。

b. 「平成25年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件」

議長は、平成25年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書について内容を報告した。

c. 「審議員会審議事項報告の件」

議長は、審議員会審議事項について内容を報告した。

また、平成26年のご契約者懇談会の開催状況についてもあわせて報告した。

d. 質疑応答

事前に寄せられた質問および席上でなされた質問について、それぞれ議長または議長が指名する担当役員から回答した。質問内容は次のとおりである。

「事前質問」・・『営業職員の採用・育成に関する取組みについて』

『新社会人に対する営業活動について』

『当社イメージ戦略における浅田真央選手の起用について』

『イメージ戦略の新規契約や採用への影響について』

『今後のイメージ戦略について』

『若年層に対する保障の提供について』

『高齢者向けの商品開発について』

『入院前の検査費用を保障する商品について』

『株式会社化について』

『グローバル化への対応について』

『海外戦略について』

『海外在住者の保険に関する手続きについて』

『日本版スチュワードシップ・コードについて』

『「健康経営」への取組みについて』

『職員に対する介護支援について』

『生命保険業界における価格競争への対応について』

「当日質問」・・『就職人気ランキングの向上について』

『女性の活躍推進について』

『高齢者の保険手続きについて』

『女性の役員へのさらなる登用について』

『ご契約者懇談会について』

『がんに対する保険金・給付金支払実績について』

『がんに関する予防活動について』

『営業職員のマナーについて』

e. 第1号議案 「平成25年度剰余金処分案承認の件」

議長は、平成25年度剰余金処分案について、別紙1のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した後、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数172名）。

f. 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、平成25年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、別紙2のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した後、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数172名）。

g. 第3号議案 「取締役14名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって取締役全員の任期が満了することに伴い、取締役14名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として佐藤義雄、橋本雅博、浦田治男、山口博、下村弘之、野呂幸雄、本城正哉、篠原秀典、乾真人、藤洋作、蒲野宏之、藤沼亜起、大下亮および藤井裕嗣を指名し（藤洋作、蒲野宏之および藤沼亜起は社外取締役候補者）、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決し、各人はそれぞれ就任を承諾した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数172名）。

h. 第4号議案 「監査役1名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって監査役青戸雅之が辞任により退任することに伴い、監査役1名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として大嶋孝造を指名し、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決し、大嶋孝造は就任を承諾した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数172名）。

以上をもって本総代会の議事を全部終了したので、議長は午後0時25分閉会を宣した。

平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 剰余金処分子案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	111,491,119,285
剰 余 金 処 分 額	111,491,119,285
社 員 配 当 準 備 金	60,141,658,171
差 引 純 剰 余 金	51,349,461,114
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	3,449,461,114
任 意 積 立 金	47,700,000,000
基 金 償 却 準 備 金	47,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

平成25年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 5年ごと利差配当契約〔販売名称：Wステージ 等〕

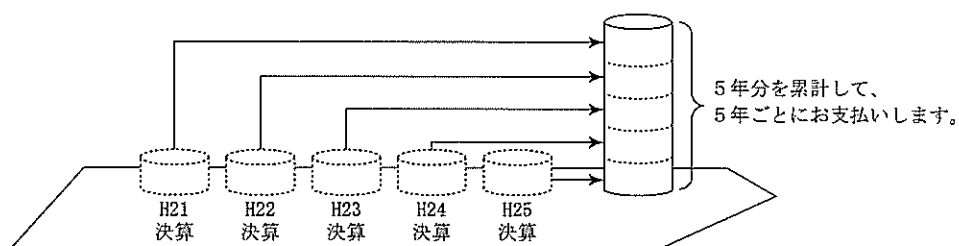
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率（別表1）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額） × 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過10年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表3）

（注）「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

（平成21年度契約の例）



（注）ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 3年ごと配当契約【販売名称：ライブワン・Qパック】

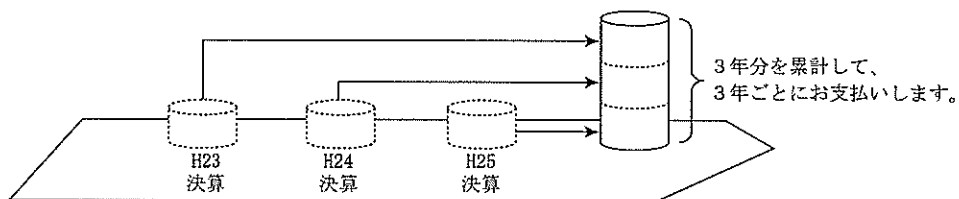
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率（別表1）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額） × 長期継続配当率（別表4） ○災害・疾病特約 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表5）

（注）「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

＜ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ＞

（平成23年度契約の例）



（注）ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 団体生存保険・新団体生存保険	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表 1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類	配 当 率
予定利率 2%以下の保険種類	1. 75%—予定利率
予定利率 2%超の保険種類	1. 30%—予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	平成7年9月1日以降の 保険料一時払契約※	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約※	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付逡増終身保険(一時払い)※ 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)※		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付逡増終身保険(一時払い)	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	平成11年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は平成25年度決算に基づく利益配当率を示しています。
 2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
 3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)ならびに定額年金支払移行特約の利益配当は0円とします。

※ 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
 ただし、年金支払特約については、平成10年7月2日以降に付加された場合とします。

別表 2

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付通増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約	平成19年4月1日以前	男性・ 女性	5%	5%	30%	55%
	平成19年4月2日以降	男性・ 女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性	25%	25%	50%	75%	75%	55%	55%
		女性	35%	35%	60%	85%	85%	85%	55%
	平成19年4月2日以降	男性	20%	20%	20%	20%	20%	0%	0%
		女性	30%	30%	30%	30%	30%	30%	0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性・ 女性	—	2.5%	15%	27.5%	27.5%	27.5%	27.5%
	平成19年4月2日以降	男性・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成21年度以前に5年ごと利差配当契約から転換した契約のうち、次年度に5年ごと応当日を迎える契約または次年度に転換により消滅する契約については、当該被転換契約の契約期間に対して1 - a - ②の定期保険特約等に準じて計算した金額を、本表により計算した金額に加えます。
- ここで、長期継続配当率は被転換契約の保険種類・契約年齢・経過年数などに応じて0%から40%までとします。

別表 3

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01) 子ども災害入院特約(01)		男性	700	700	770	910	1,050	1,050	490
		女性	490	490	490	560	700	0	0
疾病医療特約(01) 子ども疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	男性	2,030	1,680	980	0	0	0	0
		女性	2,240	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	840	840	980	0	0	0	0
		女性	840	0	0	0	700	3,710	4,550
入院治療重点保障特約 子ども入院治療重点保障特約		男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960
通院特約 子ども通院特約		男性	1,470	1,190	1,820	3,920	6,440	16,170	21,840
		女性	1,610	1,470	1,680	2,870	4,970	12,810	17,710
通院特約(04) 子ども通院特約(04)		男性	1,960	1,540	2,380	4,970	8,120	19,740	26,250
		女性	2,170	1,890	2,170	3,640	6,300	15,680	21,280
入院保障充実特約 子ども入院保障充実特約		男性	280	350	140	0	0	0	0
		女性	140	70	0	70	140	350	280

(注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。

2. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。

4. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。

5. 入院治療重点保障特約および子ども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、子ども通院特約、通院特約(04)および子ども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約および子ども入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。

別表 4

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性・女性	1%	1%	6%	11%
		経過9年の契約 男性・女性	4%	4%	24%	44%	44%	44%	44%
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約 男性・女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		経過9年の契約 男性・女性	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性 女性	5%	5%	10%	15%	15%	11%	11%
			7%	7%	12%	17%	17%	17%	11%
	平成19年4月2日以降	経過9年の契約 男性 女性	20%	20%	40%	60%	60%	44%	44%
			28%	28%	48%	68%	68%	68%	44%
		経過6年の契約 男性 女性	4%	4%	4%	4%	4%	0%	0%
			6%	6%	6%	6%	6%	6%	0%
経過9年の契約 男性 女性	16%	16%	16%	16%	16%	0%	0%		
	24%	24%	24%	24%	24%	24%	0%		
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日以前	経過6年の契約 男性 女性	—	0.5%	3%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
			—	2%	12%	22%	22%	22%	22%
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約 男性 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払い込みいただいている保険料に乗じて計算したものの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含みません。
3. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成21年度以前に5年ごと利差配当契約から転換した契約または3年ごと配当契約から保障一括見直しした契約のうち、次年度に3年ごと応当日を迎える契約または次年度に転換もしくは保障一括見直しする契約については、当該被転換契約または一括見直し前契約の契約期間に対して、それぞれ1-a-②または1-b-②の定期保険特約等に準じて計算した金額を、本表により計算した金額に加えます。
- ここで、長期継続配当率は被転換契約または一括見直し前契約の保険種類・契約年齢・経過年数などに応じて0%から40%までとします。

別表 5

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢		10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
		性								
災害入院特約(01)		経過6年の契約	男性	円	円	円	円	円	円	円
			女性	300	300	330	390	450	450	210
		経過9年の契約	男性	210	210	210	240	300	0	0
			女性	400	400	440	520	600	600	280
疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	経過6年の契約	男性	870	720	420	0	0	0	0
			女性	960	0	0	0	0	0	0
		経過9年の契約	男性	1,160	960	560	0	0	0	0
			女性	1,280	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約	男性	360	360	420	0	0	0	0
			女性	360	0	0	0	300	1,590	1,950
		経過9年の契約	男性	480	480	560	0	0	0	0
			女性	480	0	0	0	400	2,120	2,600
入院治療重点保障特約		経過6年の契約	男性	810	960	660	450	150	0	0
			女性	600	510	360	480	570	960	840
		経過9年の契約	男性	1,080	1,280	880	600	200	0	0
			女性	800	680	480	640	760	1,280	1,120
通院特約		経過6年の契約	男性	630	510	780	1,680	2,760	6,930	9,360
			女性	690	630	720	1,230	2,130	5,490	7,590
		経過9年の契約	男性	840	680	1,040	2,240	3,680	9,240	12,480
			女性	920	840	960	1,640	2,840	7,320	10,120
通院特約(04)		経過6年の契約	男性	840	660	1,020	2,130	3,480	8,460	11,250
			女性	930	810	930	1,560	2,700	6,720	9,120
		経過9年の契約	男性	1,120	880	1,360	2,840	4,640	11,280	15,000
			女性	1,240	1,080	1,240	2,080	3,600	8,960	12,160
入院保障充実特約		経過6年の契約	男性	120	150	60	0	0	0	0
			女性	60	30	0	30	60	150	120
		経過9年の契約	男性	160	200	80	0	0	0	0
			女性	80	40	0	40	80	200	160

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険 生存給付金付終身保険・終身保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	2,430	5,470	14,610	35,370	
		女性	—	—	—	2,930	6,940	19,100	47,970	
通増年金収入保障保険 生存給付金付通増年金収入保障保険	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	1,660	4,190	12,390	33,520	
		女性	—	—	—	2,160	5,660	16,880	46,120	
定期保険	昭和49年5月以降	男性	—	—	—	900	1,510	5,370	15,090	
連生終身保険・定期保険特約	昭和51年3月1日以前の契約	女性	—	—	—	1,400	2,980	9,860	27,690	
家族定期保険特約(配偶者型)	昭和51年3月2日以降	男性	—	—	410	900	1,510	5,370	15,090	
家族定期保険特約(子型)	昭和56年4月1日以前の契約	女性	—	—	690	830	1,390	5,390	15,730	
増加養老保険・増加養老保険特約	昭和56年4月2日以降	男性	—	—	10	410	860	3,730	11,630	
増加終身保険・増加生存保障	昭和60年4月1日以前の契約	女性	—	—	30	320	520	2,720	9,230	
養老保険特約・終身保険特約	昭和60年4月2日以降	男性	—	0	0	300	1,030	2,900	8,650	
保険料特別払込定期保険特約	平成2年4月1日以前の契約	女性	—	0	0	300	370	1,670	6,390	
生存給付金付定期保険特約	平成2年4月2日以降	男性	—	0	0	240	860	2,060	4,860	
連生定期保険特約	平成8年4月1日以前の契約	女性	—	0	0	170	240	1,140	4,780	
連生保険料特別払込定期保険特約	平成8年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	0	0	0	130	230	2,060	3,590
増加連生終身保険・増加連生生存保障		女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150	
連生終身保険特約・通減定期保険特約		配当回数4回以降 9回目以内	男性	0	0	20	130	230	2,060	3,590
連生通減定期保険特約・収入保障特約		女性	0	0	0	120	240	1,020	3,150	
保険料特別払込通減定期保険特約	配当回数3回目以内	男性	0	190	220	230	340	2,060	3,590	
連生保険料特別払込通減定期保険特約		女性	0	60	130	190	430	1,020	3,150	
定期保険集団扱特約付定期保険	平成19年4月2日 以降の満年齢 方式の契約	配当回数4回以降 9回目以内	男性	0	0	50	50	90	190	490
一時払退職後終身保険		女性	0	0	40	50	80	120	290	
一時払退職後終身保険定期保険特約		男性	0	0	250	160	190	190	490	
個人年金保険・新個人年金保険		女性	0	40	170	120	260	120	290	
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	640	2,150	6,470	
		女性	—	—	0	0	160	1,210	5,350	
	平成6年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	—	0	70	470	1,310	2,680	
		女性	—	—	0	0	100	680	3,740	
	平成8年4月2日 以降の契約	配当回数10回目以降	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410
		女性	—	—	0	0	100	560	2,110	
配当回数9回目以内	男性	—	—	20	70	140	1,510	1,610		
女性	—	—	0	0	230	760	2,310			
保障付積立保険		男性	0	0	50	50	90	190	490	
女性	0	0	40	50	80	120	290			
祝金付特別終身保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	35,290	
		女性	—	—	—	—	—	—	47,890	
	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	33,520	
		女性	—	—	—	—	—	—	46,120	
	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	15,090	
		女性	—	—	—	—	—	—	27,690	
昭和51年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	5,370	15,090		
	女性	—	—	—	—	—	5,390	15,730		
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	330	2,060	3,870	
		女性	—	0	0	120	240	1,050	3,720	
	配当回数4回以降 9回目以内	男性	—	0	0	150	530	2,060	4,070	
		女性	—	0	0	120	430	1,280	4,070	
配当回数3回目以内	男性	—	140	160	350	730	2,060	4,070		
	女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070		
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	230	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	240	1,020	3,150	
	配当回数4回以降 9回目以内	男性	—	0	0	130	400	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	250	1,040	3,420	
配当回数3回目以内	男性	—	150	160	310	600	2,060	3,590		
	女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420		
介護収入保障特約		男性	—	0	0	140	330	2,450	4,410	
新介護収入保障特約		女性	—	0	0	110	260	1,110	3,960	

死 差 益 配 当 率 表 (例 示) (続 き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約、保障付積立保険ならびに昭和60年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生減定期保険特約、連生保険料特別払込減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の昭和62年3月以前の契約については、昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 定期保険の昭和44年6月以降昭和44年9月以前の契約については、昭和44年5月以前の契約の率を使用します。
6. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
7. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定額払済年金保険については、契約時期または定額払済年金保険への変更時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
9. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、平成7年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買増す場合の買増部分を含みます。）および平成10年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
10. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）の死差益配当は0円とします。
11. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	昭和49年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	昭和49年5月以降 昭和56年4月1日以前	1,650	—
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
	新教育保険	平成5年4月1日以前	50
平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前		50	0
平成11年4月2日以降		0	0
定期付養老保険	昭和45年11月9日以前	1,650	1,600
	昭和45年11月10日以降 昭和56年4月1日以前	1,650	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	昭和56年4月1日以前	1,900	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
終身保険	昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 險 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	昭和56年4月1日以前	円 1,900	円 1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	550
	平成2年4月2日以降	250	200
定期保険	昭和56年4月1日以前	—	1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	—	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	—	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
定期保険集団扱特約付定期保険		—	0
連生終身保険	平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
保障付積立保険		70	—
特定疾病保障終身保険	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
特定疾病保障定期保険		—	0
重度慢性疾患保障保険		—	0
変額保険 (有期型)	平成6年4月1日以前	600	—
	平成6年4月2日以降	50	—
変額保険 (終身型)	平成6年4月1日以前	600	—
	平成6年4月2日以降	50	—
個人年金保険		—	1,000
新個人年金保険	平成2年4月1日以前	—	600
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	250
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	—	50
	平成11年4月2日以降	—	0
個人年金保険(93)	平成11年4月1日以前	—	50
	平成11年4月2日以降	—	0

費差益配当率表(続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	昭和56年4月1日以前	円 —	円 1,100
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	—	950
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	—	550
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
	平成2年4月1日以前	—	550
家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
	平成2年4月1日以前	—	550
養老保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
終身保険特約	平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
生存給付金付定期保険特約	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	0
	平成11年4月2日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
連生終身保険特約	平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
通減定期保険特約	平成5年4月1日以前	—	200
	平成5年4月2日以降	—	0
連生通減定期保険特約		—	0
特定疾病保障終身保険特約	平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
特定疾病保障定期保険特約		—	0
重度慢性疾患保障保険特約		—	0
収入保障特約		—	0
介護収入保障特約		—	0
新介護収入保障特約		—	0

費差益配当率表(続き)

2. 保険料払済後

昭和56年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
昭和56年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約(更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ)については、次の金額を加算します。

- (1) 契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円
- (2) 契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

- (注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。
2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の費差益配当は0円とします。

災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	昭和58年4月1日以前	円 200	円 350
	昭和58年4月2日以降 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以降 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以降	0	0
災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,280	1,650
	昭和51年3月2日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	昭和51年3月1日以前	930	1,110
	昭和51年3月2日以降	330	510
家族災害保障特約	昭和51年3月1日以前	1,490	—
	昭和51年3月2日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	昭和58年4月1日以前	200	350
	昭和58年4月2日以降 平成2年4月1日以前	100	150
	平成2年4月2日以降 平成13年4月1日以前	50	50
	平成13年4月2日以降	0	0
がん診断特約		0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	-	0
女性疾病医療特約(01)	-	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
総合医療特約	0	0
こども総合医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
成人病入院特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	-	0
がん入院特約(09)	0	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	375	375	375	375	375	375	375
		女性	555	555	555	555	555	555	555
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	375	375	375	375	375	375	375
		女性	555	555	555	555	555	555	555
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	150	150	150	150	150	150	150
		女性	105	105	105	105	105	105	105
	平成19年4月2日以降	男性	150	150	150	180	210	225	150
		女性	105	105	105	105	135	165	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	920	730	710	530	0	0	0
		女性	970	550	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	930	750	730	550	0	0	0
		女性	980	550	0	0	0	0	0
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	430	250	230	50	0	0	0
		女性	480	50	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	160	110	130	160	0	0	0
		女性	190	0	0	0	60	220	690
通院特約 こども通院特約	平成13年4月1日以前	男性	390	230	220	410	770	1,550	3,020
		女性	340	280	260	320	610	1,280	2,490
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
	平成19年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	平成19年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
	平成19年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	90	180	180	70	0	0	0
		女性	80	90	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	平成19年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
	平成19年4月2日以降	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	20	50	50	10	0	0	0
		女性	20	20	0	0	10	30	40

- (注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。
2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。
3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
4. 本人型・本人妻型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
 2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。
 (この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 団体生存保険・新団体生存保険	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.30% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.73% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.23% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
 2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 3. 新企業年金保険、新企業年金保険(02)、団体生存保険および新団体生存保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
 4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について360円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

保険業法第49条により準用する会社法第318条の規定に基づき、上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成した。

平成26年7月2日

議事録作成者 取締役 橋本雅博

以上